

児童ポルノの排除に向けたワーキングチームの設置について

1 児童ポルノ事犯の特質

製造時に、強姦、強制わいせつ等の性犯罪や性的虐待を伴うことが多い。

デジタル機器、インターネット等の発達により作成・流通が容易。

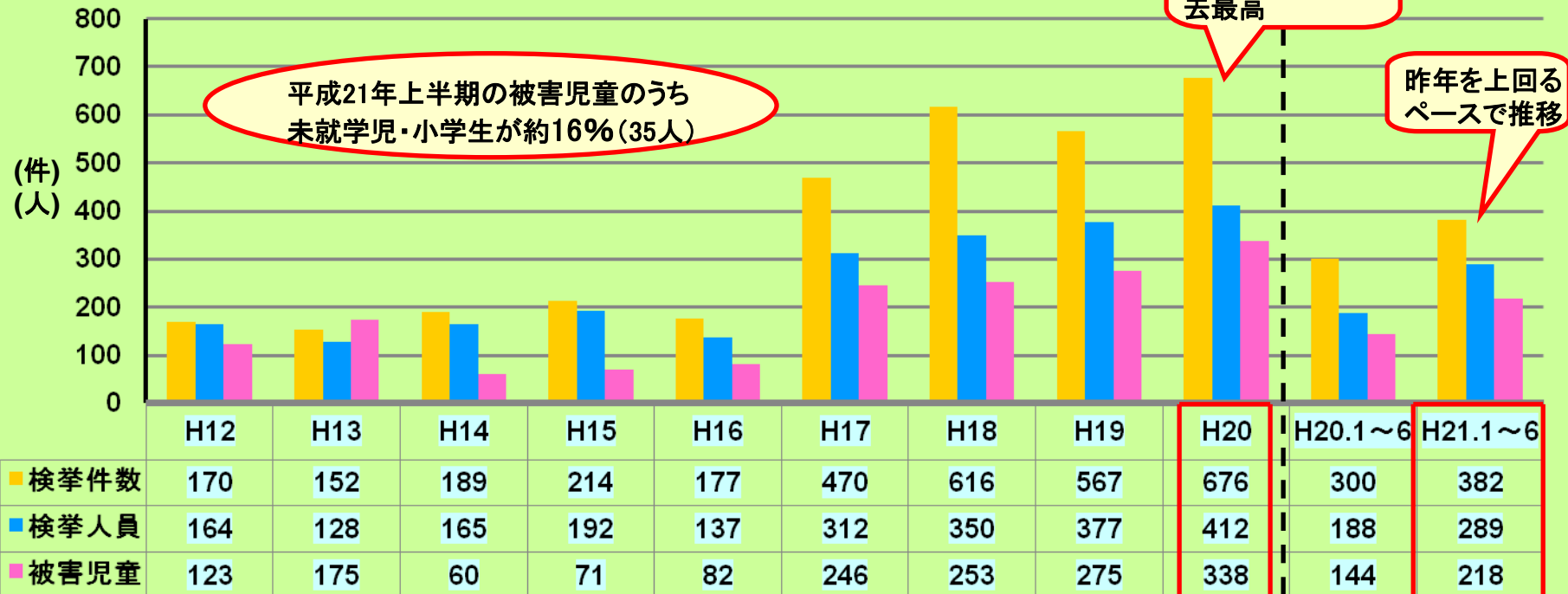
インターネット上に流出すれば回収は困難で、被害児童が将来にわたり苦しむ。

重大な犯罪、人権侵害との国際的な認識

大人のポルノとは性質が異なる。

被害申告がされにくく、被害が潜在化しやすい。

2 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数



3 国際的な気運の高まり

児童ポルノ対策の緊急性・重要性については、様々な国際会議において文書で確認。

2000年(H12) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

2001年(H13) 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)

2007年(H19) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務大臣宣言

2008年(H20) G8司法・内務大臣会議総括宣言(児童の性的搾取との闘い)

2008年(H20) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオデジャネイロ会議)

- ・ 各国に対し、性的搾取(児童ポルノ、児童人身取引、児童買春)を防止・根絶するための国内行動計画の策定を要請(我が国には、人身取引対策の国内行動計画はあるが、児童ポルノ対策の国内行動計画は、現在、存在しない。)

2009年(H21) 児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性に関するG8司法・内務大臣宣言(暫定訳)

G8で
3年連続言及

G8で児童ポ
ルノに特化し
た宣言が採択

4 現状と今後の課題

現状

- ① 検挙件数・人員、被害児童数は増加し続けており、多数の被害児童が潜在化している可能性が高い。
- ② ファイル共有ソフトの利用拡大が、インターネット上での拡散を助長。
- ③ 児童を性的対象とみる風潮が蔓延し、国民の間には児童ポルノの深刻さの認識が不足。
(児童への強制わいせつ・強姦等を伴う画像が流通、親が子の児童ポルノを撮影・販売した事例が発生)
- ④ インターネットの危険性等について児童の認識も不足。
(携帯電話を利用し、児童に自らの裸体を撮影させ送信させた事例も多発)

- 犯罪の取締りだけでは児童ポルノを排除することは困難
- 欧米のように被害児童の低年齢化や残虐な事犯が増加する懸念

児童ポルノの排除には…

- 関係省庁が連携し、
- 「児童ポルノは絶対に許されない」という国民意識の醸成
 - 製造、流通の各段階における被害・流通防止対策の推進
 - 被害児童支援の推進
 - 児童ポルノ事犯の取締り強化
- を行うことが必要。